

## 滋賀県市町村職員研修センター個人情報保護審査会規則

令和5年3月31日滋賀県市町村職員研修センター規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県市町村職員研修センター個人情報保護法施行条例（令和5年滋賀県市町村職員研修センター条例第1号）第4条の規定に基づき、滋賀県市町村職員研修センター個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、滋賀県市町村職員研修センター幹事会（以下「幹事会」という。）の構成員が併任することにより組織する。

(会長および副会長)

第3条 審査会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、幹事会の代表幹事および副代表幹事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、また欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、滋賀県市町村職員研修センター事務局において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。